

「2021年度 北海道奥尻高等学校の部活動に係る活動方針」

2021.4.12 更新【国・道の通知を踏まえ新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら活動します。】

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「奥尻町立学校に係る部活動の方針」に準じ、「北海道奥尻高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定する。
- ・部活動(外局・同好会を含む)を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・本校は、本方針に則り、部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制しない。
- ・「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ・「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」(平成30年3月28日北海道教育委員会決定)で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

【運動部】 ・野球部 ・卓球部 ・女子バレーボール部

【文化部】 ・吹奏楽部 ・オクシリイノベーション事業部 ・ボランティア局

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。
- ・連絡先：〒043-1402 奥尻郡奥尻町字赤石 411-2

北海道奥尻高等学校 部活動相談窓口 (担当：教頭)

FAX：01397-2-2354 メール：okushiri-z0@hokkaido-c.ed.jp

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。
- ・部活動に要する経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得よう努める。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置する。
- ・生徒指導の視点に立った部活動運営に努め、部活動顧問会議を定期的実施する。
- ・部活動指導員の配置に当たっては、適切な指導を行うよう留意する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

【学期中】

- ・平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日を設ける。
- ・学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で計画を変更した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

【長期休業中】

- ・学期中に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・平日の活動時間は3時間程度とする。
- ・休業日の活動時間は、4時間程度とする。(練習試合や大会等は除く)
- ・1週間の活動時間は、16時間程度とするよう努める。
- ・合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

4 部活動の充実に向けて

(1) 地域との連携

- ・生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、学校施設開放事業を行う。
- ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(2) 参加大会等の検討

- ・生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を検討する。

(3) 信頼関係づくり

- ・保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取りませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりに努める。
- ・指導に当たっては、体罰等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしない。

(4) 集団づくり

- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

(5) その他

- ・女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ・部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

終わりに 本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。